

令和 6 年度第 1 回宮城県環境審議会における諮問事項

1 諮問文

循 社 第 5 2 号
令和 6 年 8 月 6 日

宮城県環境審議会長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

産業廃棄物税の在り方について（諮問）

このことについて、貴会の意見を求めます。

2 諮問内容

産業廃棄物税の今後の在り方**(1) 税の継続の必要性**

持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の 3 R、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として、産業廃棄物税を継続すべきものとする。

(2) 税の仕組の方向性**イ 課税方式**

現行の課税方式により適切に申告納入等がなされ、税制度自体が定着していることや、最終処分量の削減・減量化に対する政策効果、税負担の公平性の確保、東北 6 県同一方式であることを踏まえると、現行の仕組みを継続すべきものとする。

ロ 税率

産業廃棄物税を導入している 27 道府県 1 政令市では、税率は 産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円を基本としており、他自治体との均衡を考慮し 現行のとおり継続すべきものとする。

ハ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5 年間の時限措置とすることが適当である。

ニ 税収年額

3 億円台後半から 4 億円程度と見込まれる。